Vol.143

2022.7

経営革新等支援機関ひようご税理士法人

塚口本店:尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301 塚口支店:尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421 川西支店:川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770

# 相続税の税務調査について

### 1. 相続税の税務調査の現状

昨年 12 月に発表された国税庁資料によると、 **R2 年の調査実施件数は前年比 50%近く減少**し ていました。これは新型コロナ感染症の感染防 止措置の影響によるものと思われます。

一方で1件あたりの追徴税額は増加しており、 大口・悪質な不正が見込まれる案件に重点的に 絞って調査が行われていることが判ります。

No.	項目		R1事務年度	R2事務年度	変動率
1	調査件数		10,635件	5,106件	48%
2	申告漏れなど非違件数		9,072件	4,475件	49%
3	追徴割合 (2/1)		85.3%	87.6%	103%
4	②のうち重加算賦課件数		1,541件	719件	47%
(5)	重加算割合(④/②)		17.0%	16.1%	95%
<b>(6)</b>	実地調査	課税価格増加	2,866万円	3,496万円	122%
0	1件当たり	追徴税額(加算含)	641万円	943万円	147%

なお、一般的に<u>相続開始から3~4年後に調査が行われる</u>ことが多い(※)とされていますので、 令和1年頃に相続開始した案件については、これから調査が行われる可能性が高いと言えます。

※令和2年事務年度(令和2年7月~令和3年6月)の相続税の税務調査は、平成30年中に提出された申告を中心に実施されます。

## 2. 税務調査の選定基準(税務調査に入りたくなる申告書)

まずは机上で申告書に不明点・不正な点が無いか検討されます。(<u>机上調査</u>) その際、以下のような申告は、その後の**実地調査**に至る可能性が高くなります。

- ◆ 税法適用に誤りや疑問がある申告書(評価方法・税額計算・特例適用要件)
- ◆財産評価の資料等が不備な申告書、または添付の少ない申告書
- ◆課税価格が3億円以上の申告、納税猶予の特例を受けている申告
- ◆家族名義の金融資産が多く、被相続人と家族との預貯金口座の出し入れが多かったり、多額の不明出金があるにもかかわらず、それに対する財産計上もせず家族名義預金のチェックをした形跡が見られない申告書

# 3. 調査当日に見られるポイント

実地調査では調査担当者(2名)が自宅に訪問し、相続人へ直接質問するような形式が取られます。 まずは世間話等を交えながら、被相続人やその家族について調査に必要な情報収集を行います。

#### 室内の状況をさりげなく観察

室内を観察し、カレンダーなどに金融機関等の名前が入っているかチェックします。 その金融機関等の預貯金等があるか、申告資料や税務署の事前調査資料との突合が行われます。

#### 重要書類の保管場所の確認

金庫など重要な書類の保管場所は、その場に行って内容物を確認し調べることがあります。

### 印鑑の印影の確認

印鑑を空押しし最近使用したかどうか確認を行います。印影は名義預金等の判定に使用されることがあります。

#### 調査終了の署名押印

終了時は、調査官の質問に対する回答をまとめた、質問応答記録書への署名押印が求められることがあります。

**~まとめ~** 税務調査が行われることとなった場合、8~9割の案件で追徴課税が行われます。 当初よりなるべく税務調査が入りにくい丁寧な申告を心掛けることが一番の調査対策になります!



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:前田)